

## 北海道暴力団の排除の推進に関する条例施行規則

北海道公安委員会規則第4号

平成23年3月29日

改正 平成27年5月15日公安委員会規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、北海道暴力団の排除の推進に関する条例(平成22年北海道条例第57号。以下「条例」という。)第25条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(暴力団事務所の開設及び運営を禁止する区域の基準となる施設)

第2条 条例第19条第1項第10号に規定する公安委員会規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第134条第1項に規定する各種学校(小学校、中学校又は高等学校の課程に準ずる課程を置くものに限る。)
- (2) 社会教育調査規則(昭和35年文部省令第11号)第3条第11号に規定する青少年教育施設

(当該者と密接な関係を有する者)

第3条 条例第21条に規定する当該者と密接な関係を有する者として公安委員会規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 当該者が条例第14条第1項の規定に違反する行為をした疑いがあると認められる者である場合は、当該者が威力を利用した暴力団(条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。)の代表者又はこれに代わる者
- (2) 当該者が条例第14条第2項の規定に違反する行為をした疑いがあると認められる者である場合は、当該者が利用した暴力団員等(条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。)
- (3) 当該者が条例第14条第3項の規定に違反する行為をした疑いがあると認められる者である場合は、当該者に物品を譲り渡した者又は当該物品を不正の方法を用いて取得した者
- (4) 当該者が条例第15条第1項の規定に違反する行為をした疑いがあると認められる者である場合は、当該者から財産上の利益の供与を受けた者
- (5) 当該者が条例第17条第2項の規定に違反する行為をした疑いがあると認められる者である場合は、当該者が不動産の譲渡等(同条第1項に規定する不動産の譲渡等をいう。)をした契約の相手方(当該契約の媒介をした者を含む。)及び当該契約に係る不動産を暴力団事務所(条例第2条第4号に規定する暴力団事務所をいう。)として使用し、又は管理している者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、当該者と雇用、使用その他の関係にある者であつて、当該者の違反行為を知り得る状況にあると認められるもの

(報告等の徴収の手続)

第4条 北海道公安委員会(以下「公安委員会」という。)は、条例第21条の規定により報告又は資料の提出を要求するときは、当該要求の相手方に対し、次に掲げる事項を記載し

た報告・資料提出要求書（別記様式第1号）を送達して行うものとする。この場合において、口頭による報告の聴取を必要と認めるときは、当該報告を求めることができる。

(1) 要求の理由

(2) 要求の内容

(3) 報告又は資料の提出の方法、期限及び場所（口頭による報告を求めるときは、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）

(4) 正当な理由がなく報告又は資料の提出を拒んだ場合における条例上の取扱い

2 条例第21条に規定する報告又は資料の提出は、口頭による報告を行う場合を除き、報告・資料提出書（別記様式第2号）を提出して行うものとする。

3 公安委員会は、第1項の規定による要求に当たっては、報告・資料提出書の提出の期限（口頭による報告を求めるときは、出頭すべき日時）までに相当な期間をにおいて行うものとする。

4 第1項の規定による要求を受けた者が正当な理由がないのに期限までに報告・資料提出書を提出せず、又は出頭すべき日時に出頭しないときは、報告又は資料の提出を拒んだものとみなす。

（口頭による報告の聴取）

第5条 公安委員会は、口頭による報告の聴取をするときは、警察本部長が指定する警察職員に当該報告を聴取させるものとする。

2 公安委員会は、口頭による報告の聴取をする相手方の申出により又は職権で、出頭すべき日時又は場所を変更することができる。この場合において、当該申出は、出頭すべき日時又は場所の変更を求めるやむを得ない理由を記載した報告日時等変更申出書（別記様式第3号）を提出して行うものとする。

3 公安委員会は、前項の規定により出頭すべき日時若しくは場所を変更し、又はこれを変更しなかったときは、報告日時場所変更等通知書（別記様式第4号）により、速やかにその旨を同項の申出者に通知しなければならない。

（提出資料の取扱い）

第6条 公安委員会は、条例第21条の規定による資料の提出を受けたときは、提出資料目録（別記様式第5号）を作成し、その写しを提出者に交付しなければならない。

2 公安委員会は、提出者が提出した資料の所有権を放棄する旨の意思を表示したときは、所有権放棄書（別記様式第6号）を徴することとする。

3 公安委員会は、必要がなくなったときは、提出者から所有権放棄書を徴収した場合を除き、提出を受けた資料を速やかに提出者に返還しなければならない。この場合において、当該資料の返還は、還付請書（別記様式第7号）と引き換えに行わなければならない。

（勧告の方法）

第7条 条例第22条の規定による勧告は、勧告の原因となる事実及び勧告の内容を記載した勧告書（別記様式第8号）により行うものとする。

（公表の方法等）

第8条 条例第23条第1項の規定による公表は、北海道公報への登載及びインターネットの利用により行うものとする。

2 前項の公表の内容は、公表に係る者の氏名及び住所（法人である場合は、その名称及び

代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)並びに公表の原因となる事実とする。

(意見を述べる機会の付与)

第9条 公安委員会は、条例第23条第2項の規定により意見を述べる機会を付与するときは、当該機会を付与する相手方に対し、次に掲げる事項を記載した意見の聴取通知書(別記様式第9号)により通知するものとする。この場合において、口頭による意見の聴取を必要と認めるときは、その旨を通知するものとする。

(1) 予定される公表の原因となる事実

(2) 公表の理由

(3) 公表の根拠となる条例の条項

(4) 意見の申述の方法、期限及び場所(口頭による意見の申述とするときは、その旨並びに出頭すべき日時及び場所)

2 条例第23条第2項の規定による意見の申述は、口頭による場合を除き、申述書(別記様式第10号)を提出して行うものとする。この場合において、意見の申述を行う者は、公安委員会に対し、証拠となる資料を提出することができる。

3 公安委員会は、第1項の規定による通知に当たっては、申述書の提出の期限(口頭による意見の申述とするときは、出頭すべき日時)までに相当な期間をおいて行うものとする。

4 第1項の規定による通知を受けた者が、正当な理由がないのに期限までに申述書を提出せず、又は出頭すべき日時に出頭しないときは、意見を述べる機会を与えたものとみなす。

(準用規定)

第10条 第5条の規定は口頭による意見を述べる機会の付与について、第6条の規定は意見の申述を行う者が公安委員会に提出した資料の取扱いについて準用する。この場合において、第5条中「口頭による報告」とあるのは「口頭による意見」と、「当該報告」とあるのは「当該意見」と、「報告日時等変更申出書(別記様式第3号)」とあるのは「意見の聴取日時等変更申出書(別記様式第11号)」と、「報告又は資料の提出変更等通知書(別記様式第4号)」とあるのは「意見の聴取変更等通知書(別記様式第12号)」と読み替えるものとする。

(代理人)

第11条 第4条第1項の規定による要求を受けた者又は第9条第1項の規定による通知を受けた者(以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。

2 代理人は、各自、当事者のために、報告若しくは資料の提出又は意見の申述に関する一切の行為をすることができる。

3 当事者は、代理人選任届出書(別記様式第13号)を公安委員会に提出して代理人の資格を証明しなければならない。

4 当事者は、代理人がその資格を失ったときは、代理人資格喪失届出書(別記様式第14号)によりその旨を公安委員会に届け出なければならない。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成27年公安委員会規則第7号)

この規則は、平成27年6月1日から施行する。